

国税（所得税及び復興特別所得税など）申告及び住民税（村民税・都民税）申告

個人の所得（収入）に関する税申告には、国税の「所得税等（所得税および復興特別所得税）」の確定申告と、地方税の「住民税（村民税・都民税）」の申告があります。

「所得税等（所得税および復興特別所得税）」の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して納めたり、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算したりする手続きです。

また、「住民税（村民税・都民税）」の申告は、1月1日に住民登録をしている区市町村に対して、前年の所得について申告するものになります。

【申告期間・期限】

(1) 令和7年分「①所得税等（所得税および復興特別所得税）」

令和8年2月16日(月)～3月16日(月)

なお、還付申告については、申告期間前から行えます。

(2) 令和7年分「②贈与税」

令和8年3月16日(月)まで

(3) 令和7年分「③消費税等（個人事業者に係る消費税および地方消費税）」

令和8年3月31日(火)まで

(4) 令和8年度（令和7年分）「④住民税（村民税・都民税）」

令和8年3月16日(月)まで

【国税関係の申告書の作成にあたって】

申告書は納税者自らが税法に従い計算して作成し（税理士に依頼する場合を除く）、申告・納付していくことになっています。「国税庁のホームページ」「確定申告の手引き」などを参考にして作成してください。

また、国税庁の「確定申告書等作成コーナー」から作成いただくこともできます。

土地・建物・株式等の譲渡所得をはじめとする所得税全般、消費税や贈与税に関することなど、国税についての質問・相談等がある場合には、電話相談センター（Tel. 0570-00-5901）をご利用ください。

令和8年2月16日(月)から3月16日(月)まで（土、日、祝日を除く（ただし3月1日(日)のみ実施））「東京国税局築地合同会場（東京都中央区築地5-3-1）」においても申告相談を実施しております。東京国税局築地合同会場での相談には事前予約が必要となります。

【国税関係の申告書類の配布について】

国税関係の申告書類は、「国税庁のホームページ」からダウンロードできます。

また、村役場の窓口でも配布しています。ご来庁の際は、必要となる書類を事前にご確認ください。不明の場合は、国税庁の電話相談センターへお問い合わせください。

【国税関係の申告受付時の本人確認等について】

国税関係の申告等の手続きには、個人番号（マイナンバー）の記載が義務付けられています。また、税務署で本人確認を行うため、番号確認書類（個人番号カード、通知カードなど）及び身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポートなど）の写しの添付が必要となります。（税務署の窓口で提出する場合は、提示することも可能です。）

《確定申告会場（築地合同会場）での相談を希望される方へ》

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/kakushin-sonota/kakushin-kaijou.htm>

《確定申告書等作成コーナー》

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>



【申告が必要な方】

(1) 令和7年分「①所得税等(所得税および復興特別所得税)」確定申告

(確定申告をすれば税金が還付される方を除きます。)

- ・給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ・給与を1か所から受けている、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円を超える方
- ・給与を2か所以上から受けている、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く。)との合計額が20万円を超える方
- ・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃借料、機械・器具の使用料などの支払を受けた方
- ・給与について、災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
- ・在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税等を源泉徴収されないこととなっている方
- ・公的年金等に係る雑所得のみで、所得控除を差し引くと、残額がある方

※ただし、公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、その収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告をする必要はありません。

- ・外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職所得がある方
- ・課税される所得金額に所得税の税率を乗じて求めた所得税額から配当控除額を差し引いたものに残額がある方

※計算の結果、所得税額等が生じない場合は、確定申告が不要な場合もありますので、詳細は国税庁ホームページ等でご確認ください。

(2) 令和8年度(令和7年分)の「④住民税(村民税・都民税)」申告

前年に所得があった方は、令和8年1月1日現在の住民登録地への申告が必要になります。

ただし、次に該当する方は申告の必要はありません。

- ・「①所得税等(所得税および復興特別所得税)」の確定申告を提出された方
- ・全ての給与、公的年金の支払者から支払報告書の提出がされている方

※所得が無い方でも住民税関係の証明書が必要な方や国民健康保険、後期高齢者医療制度などに加入されている方は、申告いただく必要があります。(申告がない場合は、証明書の発行ができなかったり、保険税等の算定に影響が生じたりします。)

【提出方法・提出先】

(1) 国税①②③の申告書は、次の方法でご提出ください。

- ・e-Taxにより、小笠原村を管轄する芝税務署へ提出する。
- ・郵便又は信書便により、小笠原村を管轄する東京国税局業務センター大手町分室へ提出する。
- ・小笠原村を管轄する芝税務署の窓口に提出する。

※また、申告期間中は、村役場窓口でも「仮収受」を行い、芝税務署へ転送しています。この場合の申告受付日は、村役場窓口での「仮収受」の日付ではなく、村役場から転送した書類が芝税務署へ届いた日となりますので、ご注意ください。

【東京国税局業務センター大手町分室(芝税務署)】

〒100-8156 東京都千代田区大手町1-3-2 大手町合同庁舎3号

(2) ④住民税(村民税・都民税)申告書は、村役場財政課税務係・母島支所庶務係へ提出してください。 (令和8年1月1日現在、小笠原村に住所のある方)

【納付期限】

(1) 令和7年分「①所得税等(所得税および復興特別所得税)」

令和8年3月16日(月)まで

(2) 令和7年分「②贈与税」

令和8年3月16日(月)まで

(3) 令和7年分「③消費税等(個人事業者に係る消費税および地方消費税)」

令和8年3月31日(火)まで

※国税①②③については、村役場の窓口では納められません。

※新規で口座からの振替納税を利用される場合、それぞれの納期限までに「振替依頼書」を提出してください。(村役場でもお預かりし、税務署に郵送します。)

(4) 令和8年度「④住民税(村民税・都民税)」

令和8年6月頃に送付する納税通知書により納付してください。

芝税務署・東京税理士会による出張申告相談

「①所得税および復興特別所得税」、「②贈与税」、

「③個人事業者に係る消費税および地方消費税」

父島（地域福祉センター）	母島（母島村民会館）		
2月24日（火）	9:00～11:30	2月27日（金）	
	13:30～16:00	13:30～16:00	
2月25日（水）	9:00～11:30	3月2日（月）	9:00～11:30
	13:30～16:00		13:30～16:00
2月26日（木）	9:00～11:30	《受付時間になります》	
	13:30～16:00		

★事前予約制ではありません。当日、会場での受付となります。

ご来場のタイミングによっては、相談待ちの人数や、前の方の相談内容によ

り、

お待ちいただく時間が長くなる場合もありますので、予めご了承ください。

◇ ご来場の際には、源泉徴収票（給与や年金収入のある方）や、収入などについて内容のわかる書類（※）、国民年金支払証明書、健康保険や介護保険料の支払金額・日付の確認できる書類（領収書など）、生命保険や地震保険料などの控除証明書、そのほか所得控除に必要な書類など。また、マイナンバーと本人確認書類の写しの添付も必要です。

◇ 相談会などで電子申告したことがある方などで、ID（利用者識別番号）・パスワード（暗証番号）を取得済みの方はご用意ください。なお、新規でのID・パスワードの発行は令和7年9月末をもって停止となっています。

※ 事業者の場合、帳簿や過去の申告書の控え、消費税課税事業者の場合は「課税事業者届出書」や「簡易課税制度選択届出書」の控えなどをお持ちください。

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者（インボイスを発行できる事業者）は、売上高、インボイス発行の有無にかかわらず、消費税等の申告と納税が必要です。消費税等の申告相談が必要な方は、「芝税務署・東京税理士会による出張申告相談」をご利用ください。